［略］

他社購入電源費（再エネ特措法第16条第１項に基づき一般送配電事業者が認定事業者より調達した電気の代金のうち、再エネ特措法第17条第１項各号に掲げる方法により供給した電気に係るものに限る。）　特定需要・一般需要外部門

［略］

［削る］

［削る］

［略］

(2)　［略］

［削る］

［略］

事業税　料金収入比

［略］

［略］

５．２．により整理された電気事業営業収益に係る額のうち、電灯料（特定高圧需要に係るものに限る。以下この５．において「特定高圧需要電灯料」という。）、電灯料（特定低圧需要に係るものに限る。以下この５．において「特定低圧需要電灯料」という。）、電力料（特定高圧需要に係るものに限る。以下この５．において「特定高圧需要電力料」という。）及び電力料（特定低圧需要に係るものに限る。以下この５．において「特定低圧需要電力料」という。）を、次の方法により、特定需要部門及び一般需要部門の欄に整理すること。

［略］

６．　［略］

(1)～(6)　［略］

(7)　［略］

この際、他社購入電源費（特定抑制依頼に係る費用を含み、再エネ特措法第16条第１項に基づき一般送配電事業者が認定事業者より調達した電気の代金のうち、再エネ特措法第17条第１項各号に掲げる方法により供給した電気に係るものを除く。）、非化石証書購入費及び他の発電に係る電気の量の見込みを設定しているとき並びにみなし認定事業者の求めに応じて、一般送配電事業者又は小売電気事業者若しくは登録特定送配電事業者が当該みなし認定事業者が維持し、及び運用する当該認定に係る再生可能エネルギー発電設備の発電に係る電気の量の見込みを設定しているときに係るものを除く。）　特定需要・一般需要外部門

［略］

他社購入電源費（再エネ特措法交付金相当額及び再エネ特措法第16条第１項に基づき一般送配電事業者が認定事業者より調達した電気の代金のうち、再エネ特措法第17条第１項各号に掲げる方法により供給した電気に係るもの（再エネ特措法交付金相当額に係るものを除く。）に限る。）　特定需要・一般需要外部門

［略］

再エネ特措法納付金　特定需要・一般需要外部門

事業税（再エネ特措法交付金相当額に係るものに限る。）　特定需要・一般需要外部門

［略］

(2)　［略］

再エネ特措法交付金（インバランスリスク料相当額であって、認定事業者の求めに応じて、一般送配電事業者（当該一般送配電事業者が再生可能エネルギー電気卸供給約款に基づき小売電気事業者又は登録特定送配電事業者に対して電気を供給している場合に限る。）又は一般送配電事業者と再生可能エネルギー電気卸供給約款に基づく契約を締結している小売電気事業者若しくは登録特定送配電事業者が当該認定事業者が維持し、及び運用する認定発電設備の発電に係る電気の量の見込みを設定しているとき並びにみなし認定事業者の求めに応じて、一般送配電事業者又は小売電気事業者若しくは登録特定送配電事業者が当該みなし認定事業者が維持し、及び運用する当該認定に係る再生可能エネルギー発電設備の発電に係る電気の量の見込みを設定しているときに係るものに限る。）　発受電量比

［略］

事業税（再エネ特措法交付金相当額に係るものを除く。）　料金収入比

［略］

［略］

５．２．により整理された電気事業営業収益に係る額のうち、電灯料（特定高圧需要に係るもの（再エネ特措法賦課金を除く。）に限る。以下この５．において「特定高圧需要電灯料」という。）、電灯料（特定低圧需要に係るもの（再エネ特措法賦課金を除く。）に限る。以下この５．において「特定低圧需要電灯料」という。）、電力料（特定高圧需要に係るもの（再エネ特措法賦課金を除く。）に限る。以下この５．において「特定高圧需要電力料」という。）及び電力料（特定低圧需要に係るもの（再エネ特措法賦課金を除く。）に限る。以下この５．において「特定低圧需要電力料」という。）を、次の方法により、特定需要部門及び一般需要部門の欄に整理すること。

［略］

６．　［略］

(1)～(6)　［略］

(7)　［略］

この際、他社購入電源費（特定抑制依頼に係る費用を含み、再エネ特措法交付金相当額及び再エネ特措法第16条第１項に基づき一般送配電事業者が認定事業者より調達した電気の代金のうち、再エネ特措法第17条第１項各号に掲げる方法により供給した電気に係るもの（再